



平成21年5月15日

各位

会社名 株式会社 平賀
代表者名 代表取締役社長 平賀明男
(JASDAQ・コード7863)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長 中村 則丈
電話03-3991-4541

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株券の電子化に伴う条文変更のため及び平成20年12月1日にジャスダック取引所で施行されました『上場会社の企業行動に関する規範』に基づき、新たに監査役会及び会計監査人を置くため、現行定款を変更するものです。

2. 定款変更の内容

(下線 は、変更部分)

現行定款	変更定款
第1章 総 則	第1章 総 則
(機関の設置) 第4条 当社は、 <u>取締役会及び監査役</u> を置く。	(機関の設置) 第4条 当社は、 <u>株主総会</u> および取締役のほか、 <u>次の機関</u> を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。 (<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) 第8条 当社の単元の株式数は、1,000株とする。	(削 除) (単元株式数) 第7条 (現行どおり)
現行定款	変更定款

<p>(2) <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>の氏名等株主名簿の記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料</u>は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株式に関する取扱い</u>は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条 (現行どおり)</p>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第16条 (条文省略)	第10条～第15条 (現行どおり)
第4章 取締役会及び取締役会	第4章 取締役会及び取締役会
第17条～第21条 (条文省略)	第16条～第20条 (現行どおり)
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
<p>第22条～第24条 (条文省略)</p> <p>(<u>常任監査役</u>)</p> <p>第25条 <u>常任監査役若干名を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第21条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第24条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第25条 監査役会招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第26条 監査役会の運営その他に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
第6章 取締役及び監査役の責任免除	第6章 取締役及び監査役の責任免除
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
現行定款	変更定款

第7章 計 算	第7章 計 算
第27条～第30条 (条文省略)	第28条～第31条 (現行どおり)

3. 日程

定款一部変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)

定時株主総会開催予定日 平成21年6月26日(金曜日)

以 上